

結城／Ⅷへ。再度、確認する。
最高裁判決のきっかけは1。
10代の頃、知的障害の彼女は、
強制不妊手術をされた。
全国で、同様の人たちが告白
し、裁判が続いた。旧優性保
護法は、社会的関心になった。
国会でも議論があった。
最終判断は最高裁へ。各地で
違憲判決は出ていた。だが、国
の責任を問わないものもあった。
2。骨子は3つ。
1) 憲法 13 条、14 条に違反。
2) 1948 年の立法自体が違憲
と。
国は3)を言っていた。
不法行為から 20 年で、損害賠
償請求権は消滅。この民法規
定あるので責任を負えない。国
は突っぱねていた。
だが、違憲法律だから、除斥期
間には当たらない。正義や公
正に反するとした。
以上の3点から、人権侵害だと
国の罪が確定した。
7月に総理大臣や法務大臣が
謝罪。歴史的な事実となった。
皆さんは、どう思われたか。最
高裁は法の番人。当事者が声
をあげる前に、違憲判決を下し
てほしかった。じくちたる思いが
あった。